

## 四国の国有港湾施設の維持管理のあり方

四国地方整備局港湾事業企画課  
施設維持管理係長 竹村 慎治

### 1. はじめに

四国の国有港湾施設の内、技術基準対象施設として主要な施設は約130供用しています。その内訳は、防波堤や護岸といった外郭施設が約50、航路・泊地といった水域施設が約30、岸壁・物揚場といった係留施設が約50となっています。これらの社会資本は、自然条件や利用状況によって大小の程度差はあるものの、日々確実に老朽化が進むため、いかに低コストで施設を延命化していくことが、今、大きな関心になっています。

本稿では、維持管理計画や予防保全計画の取り組みを紹介するとともに、今後の方針について述べていきます。

### 2. 施設の整備状況

これまで国が整備してきた港湾施設数と経過年数を図-1に示します。四国では、平均して港湾施設を整備してきており、その後、供用から50年を経過する施設がこれから徐々に増加していくことがわかります。

港湾施設は常に波の影響を受けており、その構造はコンクリートと鉄筋で構成されています。設計では、波浪条件やコンクリートの厚さを50年間もつように設定しており、言い換えれば、50年を経過すると施設はかなり老朽化が進んだ状態になっていることになります。そのため、いかに施設を延命化して供用期間を長く確保できるかが鍵になります。

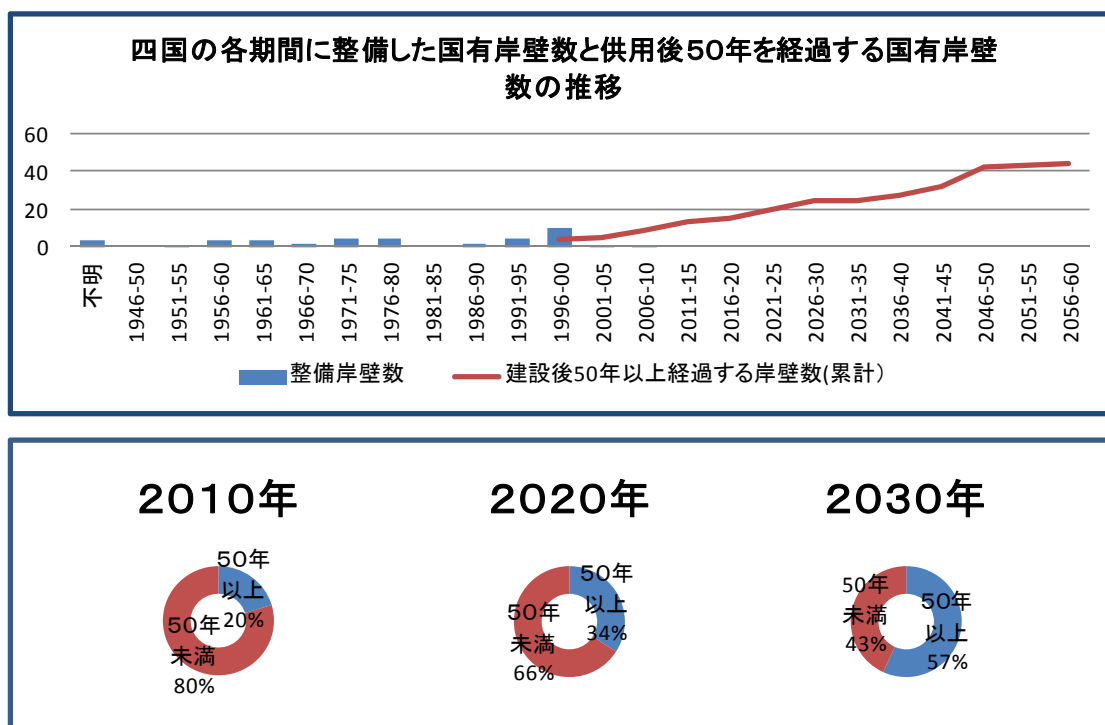


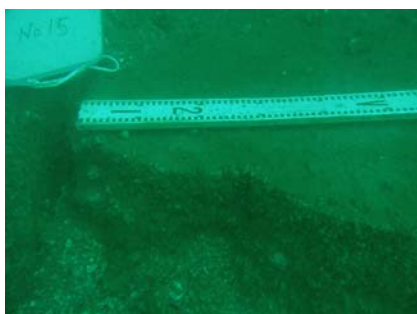
図-1 整備した施設数と経過年数（-4. 5m以深の係留施設）

### 3. 施設の状況

国有港湾施設の原状を把握するために、平成17～24年度にかけて現地調査を実施しており、そのときに損傷が見られた状況を写真-1に示します。

損傷の程度はa～dの4段階で分類し、総合的な評価をA～Dで判定することになっています。これらの判定は、個人的な差が生じないように「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」に細かく指標が定められており、調査結果は後述する維持管理計画に反映して、個々の施設の状況を踏まえた予防保全計画を立案しています。

なお、調査結果については港湾管理者へ情報提供し、しかるべき対応をとっていただいていることを補足します。



フーチング損傷（海中）



エプロン擦付部クラック



上部エクラック



車止め損傷



コーナー材欠損



防弦材損傷

写真-1 四国の国有港湾施設の事例

### 4. 維持管理計画

国有港湾施設は、港湾管理者である地方自治体が管理することになっています。具体的には、平成19年度に定められた告示および省令（参考-1）により、施設ごとに維持管理計画を定めることになっており、管理委託契約書を交わし、実地監査によって国が維持管理状況を確認します。

維持管理計画書は、図-2に示すとおり、総論、点検診断計画、総合評価、維持補修計画の4構成で策定しています。また、四国では「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」を定めており、その方針に従って、港湾施設の長寿命化計画策定に取り組んでいます。港湾空港部では、平成19年度から順次、維持管理計画書を定めて港湾管理者へ引き渡しているところです。

今後、定期点検の実施時期を迎える港湾施設に対して、確実に定期点検を実施できるように港湾管理者と協力して進めていきます。

○技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（維持告示）

（平成19年国土交通省告示第三百六十四号）

（維持管理計画等）

第二条 技術基準対象施設の維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることを標準とする。

○港湾の施設の技術上の基準を定める省令（技術基準省令）

（平成19年国土交通省令第十五号）

（技術基準対象施設の維持）

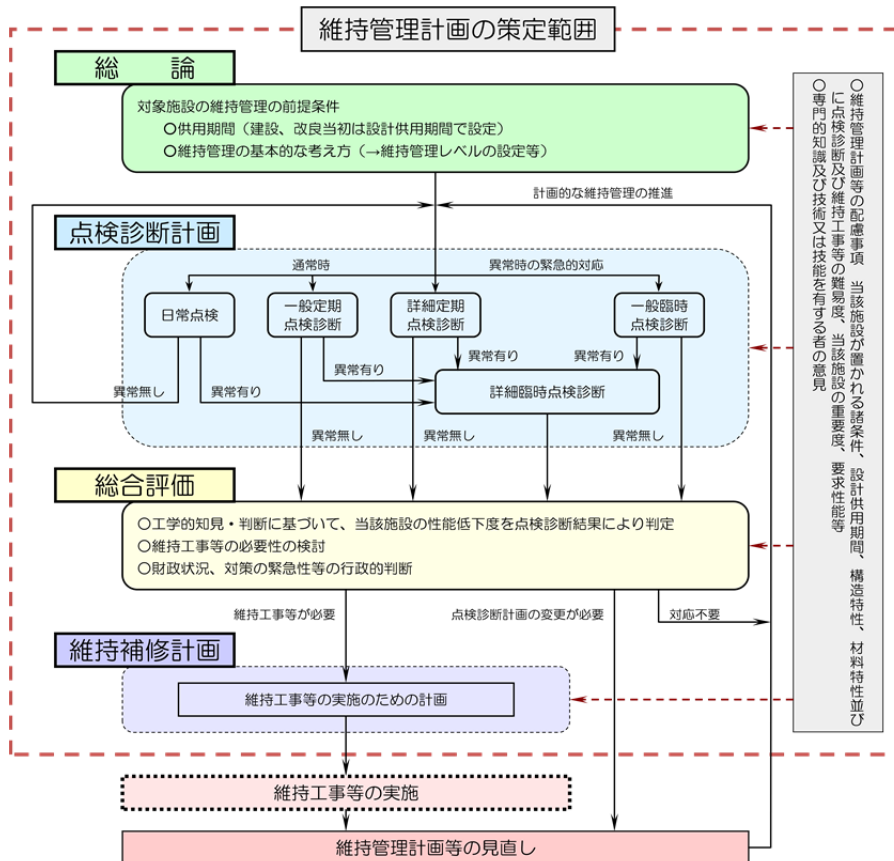
第四条 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等に基づき、適切に維持されるものとする。

○管理委託契約書

（技術基準対象施設の維持管理）

第五条の2 乙は、港湾法第56条の2の2に規定する技術基準対象施設について、甲が定めた維持管理計画に基づき、維持管理を行わなければならない。ただし、天災等により、やむを得ない事情があると甲が認めるときは、この限りではない。

参考－1 告示、省令、契約書の抜粋



図－2 構成および内容

